

第375回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

<日 時> 令和2年5月15日（金）午前10時30分から午前12時00分まで

<場 所> ホテルセントパレス倉吉 チェルシー（2階）

<出席者> 委 員：浜尾委員、井本委員、板倉委員、児玉委員、武良委員、山根委員、
景山委員、渡部会長

事務局：平野事務局長、岸本次長、松田係長、吉田書記

水産課：國米水産振興局長、永島水産技師

境港水産事務所：尾田係長

<傍聴者> なし

<議 事>

- (1) 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(くろまぐる第6管理期間) (諮問)

1 開 会

2 挨拶

〔渡部会長〕 どうも皆様、おはようございます。

〔一同〕 おはようございます。

〔渡部会長〕 それにしても、世の中恐ろしいものでございますな、感染症は。世の中がすっかり変わってしまいました。そんな是せない中、皆様にはお集りいただきましてありがとうございます。こういう状況でございますので、今日は広めの会場でございます、マイクがなかったらどうしようかと思ったんですけども、何とか聞こえそうでございます。いつもよりもさらにスピードアップして議事進行をしてみたいと思いますので、よろしく願います。

3 議事録署名委員指名

〔渡部会長〕 では、議事に入りたいと思います。議事録署名人は、井本さんと児玉さんをお願いします。よろしく願います。

4 議 事

(1) 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（くろまぐる第6管理

期間) (諮問)

〔渡部会長〕 それでは、諮問事項、議事に入りたいと思いますけども、諮問事項が1つございます。鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について、クロマグロ第6管理期間についての諮問でございます。諮問文を局長に読んでいただきましょうか。

〔國米水産振興局長〕【資料1の諮問文を読み上げた。】説明は、担当のほうからお願いします。

〔永島水産技師〕【資料1に沿って説明。】

〔渡部会長〕 ありがとうございます。これは、たしか3月にも、こういうふうになるんではないかという説明をいただいたところでございますけど、4月から第6管理期間に入っているわけですけども、当初1.7トン小型、6トン大型、これを期中見直し、国が留保しておりました分の追加があって、小型魚を5.2トン、大型魚を6.6トンに変えるという趣旨でございます。委員の皆さんの御意見をお願いいたします。いかがでございますか。マグロを獲られる方は特によろしいかな。どうですか。よろしゅうございますかな。

〔井本委員〕 この県の計画がどうのっていう話ではないんですけども、次の水政審が、審議会の分科会が今月の27日に予定されておまして、私も今、直近の状況を、まだその資料もクロマグロに関しては来てなくて、細かい状況は分かってないんですけども、第5管理期間が終わって、1つ全体としての課題として、沿岸の消化率っていうのが、やっぱり残り残している県というのが結構ありまして、国全体としての消化率を上げていくというので、県同士が、沿岸同士の融通っていうのを促進していかねばならないというのが、水産庁としても、1つ大きな課題になっています。その辺を県同士で、県の風通しをよくして、何とか融通し合っ、全体としての消化率を上げていきたいなというのがありますので、また、そちらのほうも関心を持っていただけたらというふうに思っております。

〔渡部会長〕 それは沿岸の分ですか。

〔井本委員〕 そうですね。最終的には、もちろん、その沖合と大中まきとかとの融通というのも出てくるかもしれないんですけども、話がですね、まずは、都道府県間の融通というのが先だと思しますので、そちらの配分をぜひ進めていただければなというふうに思います。

〔平野事務局長〕 鳥取県の沿岸の数量、必ずしも去年とかは十分ではございませんので、県同士の融通に限らず、取れる枠はしっかりと取っていきたいというふうに思っております。はい、以上です。

〔渡部会長〕 そのほかございますでしょうか。これは既定路線ということで、特によろしいでしょうか。では、ちょっと早いんですけど、異議なしでよろしいですか。では、そういうふう処理させていただきます。ありがとうございました。

5 その他

〔渡部会長〕 そうしますと、予定しておりました議事は終わりましたが、そのほかございますか。

〔岸本次長〕 はい。県の漁業調整規則の改正についてのスケジュール感というのを簡単に御説明

させていただきたいと思います。前回の委員会の中でも簡単に説明させていただいたんですけども、今、県の規則案を県のほうの法制担当、それと国のほうに見てもらっている状況で、その中でいろいろと修正点とか出てくるところでございます。国の法律の施行が、12月の上旬になるということがもう決まっておりますので、それで逆算いたしますと、県の規則の公示をほぼ一月前ということですので、11月の上旬には県の規則を公示したいと考えております。それで遡りますと、国の認可の要する期間が1か月ですので、10月の頭には認可申請です。それに先立って会議の諮問については、若干ちょっと知事決裁というところも間に挟みますので、もう8月の下旬には、遅くとも規則改正の諮問をかけたいと考えております。調整規則の改正以外にも漁業許可の取扱方針の改正、それから、法律で定められます許可の認可基準ですね、こういったものを海区に諮る必要がございます。調整規則の諮問と併せて一緒にかければ、かけたいなとは思っておりますけども、それより以前に若干協議という段階で、ある程度のところもお示しさせていただいたほうがいいのかなと思ったりもしております。また、調整規則の諮問より後にでも、きちっとした取扱方針なりの改正の諮問という、質疑でも大丈夫というようになりますので、最低でもあと2回は、海区を開催させていただこうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔渡部会長〕ありがとうございました。そうすると、次回の委員会はどういう感じになるのかな。

〔岸本次長〕今のところ8月下旬に規則改正のほうの諮問をさせていただきたいと思っております。

〔渡部会長〕8月に。規則改正というのは、どういう段取りで委員会のほうで話し合うことになるのかな。

〔岸本次長〕調整規則の改正、制定手続は、まず規則についての委員会の諮問を、そこから答申を受けて、知事決裁を受けてから大臣が審査するという手続になります。

〔渡部会長〕なら、正式には1回になる話でしょうか。

〔岸本次長〕諮問は1回です。委員会の中で、もめそうな話はないと思います。法制担当とか、そういった文言の書きぶりで、いろいろそういうのはこれから調整していくところでございます。基本的に今の海面規則や内水面規則から大きく変わることはございません。

〔渡部会長〕何回も御説明をいただいておりますので、中身のほうは、大方固まってるんでしょうけど。そのほか。いいですか。委員の皆さんのほうからでも、せつかくでございますので、御意見があれば。よろしいですか

6 閉 会

〔渡部会長〕では、今回はこれで終わります。ありがとうございました。

〔一同〕ありがとうございました。

令和2年5月15日

議長会長

署名委員

署名委員